

第50回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和7年6月30日

○太田議長 それでは、時間になりましたので、会議を始めたいと思います。本日は、お暑い中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、第50回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

本日の議事と配付資料について、事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 議事次第を御覧いただきたいと思います。本日は、計画案文についての検討の第1回目となります。

まず、今後のパブリックコメントまでの会議全体の流れについて、本日の議論の位置付けも含めて、改めて御説明申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。これは本年3月5日の会議において御説明をさせていただいた資料の抜粋でございます。計画全体の構成を振り返らせていただきます。

1 ページ目に全体の構図、構成の変更案の図がございます。現行計画においては、重点課題の説明と具体的施策が離れて記載されておりました。ここを統合するとともに、具体的施策に至る現状認識や方向性、これを言わば総論となる部分として丁寧に記載したいと考えております。

ページをおめくりいただきまして、3 ページを御覧ください。詳細な構成イメージですが、上から順番に、「はじめに」、それから、Ⅰとして「第5次基本計画の策定方針及び計画期間」、Ⅱとして「基本方針」、次のページにまいりまして、Ⅲとして「重点課題及び関係する具体的施策」、更に次のページにまいりまして、Ⅳ「推進体制」とする予定でございます。このうち本日御議論いただくのは、Ⅲの「重点課題及び関係する具体的施策」でございますが、更に次のページに具体的な構成案をお示ししております。なお、これは3月当時のものでございまして、具体的施策を検討する過程で修正があり得るところでございます。また、参考指標の置き方については、御意見を頂戴しておりましたが、これについては具体的施策が一定程度固まった後に御議論いただくこととしたいと思っております。

基本計画全体の構成は、このようなイメージになります。後でも御議論いただきます重点課題のそれぞれの総論及び各論は、事務局において、関係府省庁とともに協議しながら作成させていただきました。これについては、あくまで御議論のたたき台としてお示しさせていただくものです。言わば素案にも至らない、その前の段階のものとお考えいただければ幸いです。

本日も含め、7月22日、それから7月29日までの3回は、このたたき台のレベルのものとして、計画案の1巡目の御議論をお願いできればと思っております。また、そのような段階のものでありますので、構成員の皆様方の自由闊達な御議論を確保すべく、このたたき台は意思形成過程の文書として、対外公表は差し控えるのがよろしいのではないかと存じます。

その取扱いについては、この後、議長からお諮りをさせていただきます。

この3回の議論が終了した後、いただいた御議論を踏まえた修正を行った上、計画案文全体の素案を御議論いただく回を2回又は3回、8月から9月にかけてということでございますが、これを設けたいと思っております。その後、推進会議を経てパブリックコメントに付しますので、そのための成案を得るための場という位置付けとなるものと考えております。この段階では、議論を要する論点やテーマは幾つかに絞られてきているのではないかと思いますので、その点を中心に御議論いただくことを想定しております。

そのような全体のスケジュールの中で、本日は、計画案文のたたき台を基にした議論の1回目といたしまして、重点課題の第1「損害回復・経済的支援等の取組」と、重点課題の第5「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」、この2つについて御議論いただきたいと思っております。資料といたしましては、資料2-1、資料3-1がそれぞれ重点課題第1と第5についての現状認識と方向性を記載した、言わば総論部分に当たります。また、資料2-2と資料3-2が、各重点課題における具体的施策について、現行計画との新旧対照表の形で記載したものとなります。

○太田議長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、会議資料のうちの2-1から3-2までについては、まだこれから議論をしていく上でのたたき台ということになりますので、非公表ということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○太田議長 それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。資料の2-1、それから3-2までについては構成員限りということにさせていただきますので、お取扱いには御留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは早速、重点課題の第1の損害回復と、それから経済的支援等への取組に関する計画案文についての議論から始めたいと思っております。

まず、議論に先立ちまして、この重点課題について事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） お手元には資料2-1の総論、それから2-2の各論、これを置いていただければ幸いです。

それでは、資料2-1から御説明します。

まず、この総論を作成した趣旨について申し上げたいと思っております。第4次基本計画までは、ここまで長文の総論的な記載はございませんでした。そのため、個別の施策が掲げられている理由や背景が分かりづらい、あるいは相互の関連性が不明であるというような御指摘が構成員の先生方からもございました。また、これまで第1次計画から約20年が経過し、その間、様々な御議論を経て進展が見られた取組も少なくなかったように思われます。この20年間の取組がどのようなものであったのかについて整理し、残る課題や今後の施策の方向性を記載することは、個別の施策を考える上でも重要なことで、その個別施策の位置付けや意味内容などがよりクリアになるようにも思われました。こうした観点から、今回の第5次基本計画では、重点課題1から5のそれぞれについて、総論を設けてはどうか

と考えたものでございます。

その上で、資料２－１に基づき、重点課題１「損害回復・経済的支援等への取組」について、まず全体を概観して御説明させていただきたいと思います。

１ページ及び２ページにある第１及び第２、それから２ページの下から始まる第３、大きく２つに分かれます。第１と第２は現状認識と、これを踏まえた全体の大きな方向性について書かせていただきました。これに対して第３は、第１、第２を踏まえた具体的施策の方向性でございまして、別途資料２－２としてお配りしております新旧対照表の個別施策の背景などを説明しているものでございます。

まず１ページの第１「現状認識」でございしますが、第１段落は、損害回復や経済的支援に関し、犯罪被害者等がお困りになっている状況についての記載でございします。この段落は、第４次計画で記載された説明文とほぼ同一のものでございします。経済的な困窮、それから居住、そして雇用の観点、これら３つはそれぞれ基本法にも規定がありますが、こうした点にも関連して、犯罪被害者等の方々が置かれた実情を書かせていただいております。

続きまして第２段落では、まず損害について、第一義的責任を負うのは加害者である、これをしっかりと明示させていただいております。これは基本法の前文にもある大原則となります。ところが、その加害者による賠償が果たされていない現実がございします。また、基本法が定める平穏な生活に至るまでには早期の支援が必要な状況にもあります。そういったことを現状認識として、しっかりと書かせていただきました。

そして、第３段落及び第４段落では、第２段落までの現状を踏まえ、これまで取り組んできた施策もありましたが、今なお様々な御要望や議論があり、その過程を解きほぐして、必要な施策を更に進めていくことが求められると、そして、以下の第２につなぐ記載をいたしました。

続きまして、その第２は、第１で見た現状認識を踏まえ、施策の大きな方向性を書かせていただきました。

まず、「１ とるべきアプローチ」では、２つのアプローチについて記載させていただいております。大きな２つの視点について、１つ目は損害回復、言い換えれば損害賠償の履行確保、それから２つ目は経済的支援でございします。重点課題１に係る各施策は、この２つに分けて整理していくことで、より明確になると考えられたところでございします。

１つ目の損害回復、損害賠償の履行確保ですが、１ページ目の最終行から２ページ目冒頭にもあるとおり、一義的に責任を負うのは加害者ですから、まずは加害者による損害賠償の履行確保を促進することが重要でございします。そして、この履行確保については、被害者側からと加害者側から見たそれぞれの施策が考えられるところです。被害者側については、民事上の損害賠償請求等の負担を軽減するというベクトルがございします。また加害者側については、その履行を促すというベクトルがございします。

次に、２ページ目の最初の段落の２点目からは経済的支援についてです。犯罪被害者等に再び平穏な生活を営んでいくためには、そこに列挙した犯罪被害者等給付金、保険、手

当、その他の社会保障・福祉など、様々な制度やサービスの活用が必要になります。1点目の損害賠償等について、資力の乏しい加害者が多いとの現状を踏まえると、十分な被害回復のためには、これらの経済的支援等の取組も欠かすことができません。なお、これらの実効性を確保するものとして、後日、重点課題の第4で御議論いただく支援体制の整備・充実、すなわちコーディネーター制度をはじめとする途切れない支援のアプローチも重要であることも指摘しております。

その上で、2ページ中段の「2 具体的施策を講じる上での基本的な考え方」でございます。過去20年にわたる施策は、これら2つのアプローチから犯罪被害者等のニーズを解きほぐし、これに対応できるよう既存の制度の運用を強化したり、また、新たな制度を設けたりすることによって、一步一步前進してきたものと考えられたところです。例えば、一口に金銭的にお困りであっても、具体的に何にお困りであるからその金銭を必要としているのか、そのニーズを解きほぐして具体的に把握することで、例えば各種手当や奨学金など、具体的な給付につなぐことができていきます。その具体的ニーズに対応し、これまで運用の強化や制度の創設等を行い、一步一步施策を進めてきたところでした。

このような取組の仕方は今後も同様に進めていくことが考えられますが、20年という節目を迎えることもあり、改めて実態を把握した上、運用・制度面の両面から、足らざるところを見直し、必要な施策を検討、実施するという方向性を示しております。また、そのような検討が、新たな制度の必要性や射程をより明確にするものとも考えられます。また、こうした中で、例えば立替払などの容易に解決しがたい制度的な検討課題についても、過去の議論を踏まえつつ、検討を続けていくことを記しております。

続きまして、第3以下は、ここまで見てきた2つのアプローチなどに従って体系立てながら、資料2-2の個別の施策につなぐための、より具体的な記載を行っております。全体構造としては、2ページ目の下から「1 損害回復」のアプローチ、5ページ目の中ほどから「2 経済的支援等」のアプローチとなっております。

まず、前者の「1 損害回復」のアプローチからまいります。これについては、さらに、2ページ目の下からの「(1) 犯罪被害者等の損害回復」、すなわち被害者側からのベクトルと、4ページ目の上段からの「(2) 加害者による履行の促進に資する取組」、すなわち加害者側からのベクトルとに分かれております。そして、そのうち「(1) 犯罪被害者等の損害回復」については、2ページ目の下から「ア 法的支援（弁護士等による相談支援や費用面での支援）」から始めております。これは、被害者側から損害賠償請求等をしようとしても、まずは法的知見等を補う弁護士や、そのための費用の支援が先立つものとなるからでございます。次いで、3ページ目上段からの「イ 損害賠償の履行確保に資する各種制度」については、債務名義の取得や、それに基づく執行についての負担軽減に資する制度について、これまでの整備状況を概観した上、残る課題等について記載をしております。また、4ページ目4行目の「さらに」の段落からは、犯罪被害者給付制度に係る債権管理における被害者等に対する配慮や、交通事故の保険金支払いの適正確保について記載をし

ております。

続きまして、4 ページ目「(2) 加害者による履行の促進に資する取組」については、アの刑事施設等に関するもの、イの保護観察所に関するもののそれぞれの段階での履行促進に係るプログラムや制度について概観するとともに、その基となる総論部分で、新しい制度の十分な実施、それから課題把握、これを行うことの必要性について記載しております。

続きまして、「2 経済的支援等」でございます。5 ページ目の中ほどを御覧ください。前記1の損害賠償の履行確保では十分ではないところ、経済的支援等の取組として、このページから「(1) 金銭給付等による支援」について、7 ページから「(2) 住宅支援」及び「(3) 雇用」について、それぞれ記載しております。

5 ページ目にお戻りいただき、「(1) 金銭給付等による支援」については、「ア 犯罪被害給付制度等」から記載いたしております。これについては、幾度の改正を経て、6 ページの冒頭にもあるとおり、令和6年6月の政令改正で更なる引上げがなされ、現時点では少なくとも他の給付制度と同水準の給付を行うことができるようになったと記載した一方、残る課題や取組の方向性についても記載しております。

また、「イ 地方公共団体による各種支援制度」については、見舞金等や医療費をはじめとする公費負担制度について、調査を踏まえ、地域間格差を埋める努力を行うことについて記載しています。

さらに、「ウ 一般の社会保障等制度の十分な活用」についても、その十分な活用の必要性や、誤りのない制度運用の重要性について記載をしております。

続いて、「(2) 住宅支援」、7 ページの上段でございますが、個別施策の各種制度の運用を徹底するとともに、個別のニーズに応じたリソースの最大限の活用など、犯罪被害者等に寄り添った対応を行うべきことを示しております。

最後に、7 ページ上段の「(3) 雇用」についてです。その2 段目にも記載したとおり、犯罪被害者等からは休暇制度についての強い要望がございます。これについては、まず民間の休暇制度について、現在の導入率の低さや取り組むべき課題について記載するとともに、8 ページ目からは、国家公務員の休暇制度についても検討すべき問題の所在を記載しております。

ここまで見た資料2-1を総論とした上で、資料2-2は新旧対照表となり、各関係府省庁の具体的施策のメニューを記載しております。

○太田議長 それでは、早速、議論に入りたいと思います。

議論はテーマを分けて行いたいと思います。まずは全体の現状認識の部分、続きまして損害回復及び加害者の責任履行に関する施策の部分について議論していきたいと思います。なお、現状認識に関しましては、この後、経済的支援や雇用、それから居住についてテーマ別に議論しますので、その際に御意見をいただいても結構でございます。具体的には、資料2-1の1 ページから5 ページの中段まで、そして資料2-2では、通し番号でいいますと1-1から1-15までになろうかと思います。

それでは、この部分につきまして御意見のある方はお知らせいただければと思います。
いかがでしょうか。

それでは、近藤構成員からお願いいたします。

○近藤構成員 まず現状認識のところですけど、1 ページ目で、雇用主の無理解などの理由から、雇用の維持に困難という記載がありますけれど、これは雇用主の無理解には限らず、被害に遭ったというのは、被害者に落ち度があったのではないかというような目で見られることがとても嫌だ、心配だというようなことがあります。ですから、「雇用主の無理解や職場にいつらさを感じるなどの」、そういう理由に書き換えていただけないかと思っています。

それと、3 ページの損害賠償命令についてですけど、損害賠償命令制度は年間の利用数が300件程度と、あまり利用されていないように思います。利用されていない原因が何かを調査されているのでしょうか。そしてまた、利用可能な事件の件数が司法統計からも分かりません。せっかく裁判所もオブザーバーとして参加されているので、利用可能な件数、損害賠償命令が申し立てられる割合を調査していただくこと、そして利用件数が低いことの原因、実態調査をいただくことを加筆していただきたいと思います。

それと、2 ページから4 ページの損害賠償の履行確保に資する制度について、法的支援と履行確保に資する制度の記載がありますけれど、3 つ目に、被害者遺族が加害者に対して請求することについては、経済的だけでなく、精神的・心理的にも抵抗が大きいことが取り上げられると思います。例えば、被害者遺族が損害賠償請求をするには、それができる方もいますが、加害者に対して請求することに意趣返しをされるのではないかと不安を抱いたり、あるいは刑事裁判だけでもへとへとの状態なのに、更に加害者と対峙しなくてはならない、分割払いになってしまって加害者とずっと付き合っていきたい、などと感じる被害者遺族がたくさんいます。こうした被害者遺族は、支援制度があったとしても、自ら損害賠償を請求することができません。そうした点を補うのは、現在の犯給制度が一部担っていますけれど、精神的・心理的負担があることについても言及をいただきたいと思います。

○太田議長 第1 番目と第3 番目は、この文書の作文の問題でございますので、今後、次回の議論までに案文の見直しにつきまして御検討いただければと思います。

2 番目の損害賠償命令について、これは裁判所の所掌にわたるものですが、法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房参事官 損害賠償命令の制度の利用実績が非常に乏しいという点に関する原因の分析についてのお尋ねをいただきました。この御指摘に関しましては、刑事裁判が終わった後の犯罪被害者やその御遺族を対象とする調査、そうした方々の心身の負担の観点から、現時点では調査については困難であると法務省としては考えております。また、その原因について、法務省として特定の見解を持ち合わせているわけではございませんけれども、法曹実務家の方の見解としては何点かございまして、1 つ目として、被告人の大

半が資力に乏しい状態で、たとえ被害者が債務名義を得たとしても、現実に権利の実現の可能性が乏しいということ、2つ目として、被告人に資力があって、被害者の側にも金銭的賠償に応じる意思がある場合においては、量刑上も有利に考慮される刑事手続内における、いわゆる被害弁償が利用されることがあるということが考えられること、3点目として、被告人に資力はあるものの、犯罪事実を争って、示談等の申出をしない場合は、刑事事件の中で審議を尽くしたとは言えない新たな事実が主張されるなど、損害額の算定に慎重な審議を要することから、制度上のいわゆる原則4回の審理期日で決定に至ることが困難であるために、民事訴訟手続に移行されることが多くなること、こういったことが考えられるものと指摘されております。

以上でございます。

○太田議長 今の回答について、よろしいでしょうか。

○近藤構成員 はい。

○太田議長 分かりました。

では、正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 大分かぶるところですけれども、まず損害賠償命令ですけれども、多分統計等は持ち合わせておられないと思うんですけれども、損害賠償命令が活用されていない理由というのは、今法務省もおっしゃったように、やっぱり原則4回ではなかなか審理ができないということ、それから加害者に資力がないというところで結局民事に移行してしまうということや、それから、刑事事件が行われていて、示談について拒否しているときに損害賠償命令は使いにくいとか、いろいろな原因がおよそは推測できると思います。

そのような推測できる原因によって利用がされていないという現状であると思いますので、推測される理由がある程度明らかになっているわけですから、それを踏まえて第5次基本計画では、やはり損害賠償命令について運用の見直しを図っていくというようなことを考えていくべきではないかというふうに考えているところです。

それからもう一点、犯罪被害者等給付金の支給をした場合に国が加害者に対する債権を取得するということで、被害者に対しての配慮をしつつ適切に管理していくというような文言になっていたかと思うんですけれども、その配慮の内容が明らかになっていないと思います。配慮の内容が明らかになっていない段階で、これでいいのかどうかという判断のしようがないと思いますので、その配慮の内容について御質問いたします。

○太田議長 損害賠償命令について運用の改善というのは、具体的に言うとうどういうことでしょうか。例えばこの具体的な計画の中でいうと、特にどういう内容を盛り込んでほしいとか、ただその運用の改善をしていくべきだ、というものを入れるべきだということでございますか。

○正木構成員 そういうことです。

○太田議長 裁判所が名宛て人になるものと、政府の計画には書けないのですが、そ

うするといかがでございましょうか。

○正木構成員 その運用の改善を検討していくよう求めていくというような内容になろうかと思うんですけども。

○太田議長 法務省、何かございますでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 御指摘ありがとうございます。今、議長から御指摘いただきましたとおり、裁判所が主宰する手続ということでございますので、その運用面に関して法務省として所感を述べることはなかなか難しいという状況でございます。制度設計という観点から、先ほど私からも申し上げましたし、また、先生からも御指摘いただきましたとおり、様々な理由によって利用されにくいという状況があることは承知していますが、そういった制度設計そのものも多分な御意見の中で設計されたものというところもございましたので、現時点においてなかなか制度そのものを変えていくことに関しましては慎重な検討が必要というふうに法務省としては考えております。

○太田議長 よろしいでしょうか。

○正木構成員 はい。

○太田議長 それでは、2点目の犯給法の求償権との関係について、警察庁、よろしくお願いします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 前回のこの場の議論でも御説明したとおりで、今まさにこれは始めたところなので、これからどうやっていくか、という段階にあるということは、まず御理解いただければと思います。その上で、今考えていますことは、私どもがやっている手続をきちんと被害者の皆様にも、現状を御説明するということが最低限できることであるというふうに思っております。被害者の方が知らない間に警察庁が債権の回収を行っていくというようなことがないように、しっかり情報の共有を図っていくということがあり得ると思っています。その先に加害者の資産等の情報の提供はできないのかという御指摘をいただいているところですが、現行法令上、いろいろ難しいところはあると思っておりますが、その点についても今後議論を深めていきたいというふうに思っているところがその中身でございます。

○太田議長 よろしいでしょうか。

○正木構成員 はい。それで、やはり被害者が持っている債権と国の債権との優劣関係について、これはまだ最高裁の判断がないところですけども、解釈はいろいろなし得るところですので、その点も御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○太田議長 では、伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤先生 大きな点と、それから小さなこと、2点伺いたいと思います。

まず大きな点としましては、今回第5次計画については大きな3と5を一緒にして、重点課題及び関係する具体的施策ということでまとめていくと、これはとても分かりやすくなっていいと思いました。そして今回、総論部分のたたき台として文章をつくってくださったところ、資料では8ページぐらいに及びますけれども、これも読ませていただいて、

今までの議論、検討を踏まえた詳細なもので、いいものができているという印象を持ちました。

ただ、よく読んでいくと、第5次計画として新しいと言えることは何かについて、疑問も持ちました。といいますのは、書いてある内容は、やはり当然責任を負うべき者は加害者であるというのは、もう第1次計画の頃からうたっているものです。そして今回は、加害者の損害賠償の履行を促していくというのは一つのアプローチで、もう一つは、経済的支援をもっと充実させていく、それが被害回復につながるという、その2つのアプローチを取るということですが、これはある意味、ずっと言われてきていることでもあると思います。

ですので、今まで議論されてきたことを整理している、非常に分かりやすく整理しているけれど、では第5次計画として新たに何か打ち出していくものはありますかということ です。私の読み込みが足りないのかもしれませんが、何かお考えがあるならお聞かせ願いたいということが一つです。

それからもう一つ、小さい点としましては、資料1です。資料1の5ページ目になりますか、そこに推進体制ということで両括弧が1から8まで挙がっていて、これはずっと引き継がれているわけですが、第4次計画のときも引かかっていた文言があって、検討したらいいのではないかと思う点がございます。それは(6)の「施策の実施状況の検証・評価・監視等」の「監視」という言葉について、基本法に入っているので、ずっと続けられていると思うのですが、当時は監視でよかったかもしれません。今はやはりモニタリングなどの言葉の方が適切かと思いました。

ネットで簡単に調べてみましたが、監視というと、システムやネットワークの動作状況を視覚的に確認し、異常があればそれを把握することを主に指すもので、一方モニタリングは、監視を通じて集められたデータを分析し、システムの動きを理解し、必要に応じて対応策を練ることまで含まれるようです。そうすると、やはりモニタリングというような言葉のほうが適切かと思います。「監視」はちょっと古いですし、意味的にもモニタリングの方が適切かと思いました。基本法に使われている言葉だから変えられないというのであれば別ですが、もう20年経っていますので、やはり新しい、分かりやすい文言というのでも検討するとよいかと思っています。

○太田議長 推進体制については後日議論いただく時間がありますので、最初の全体的に新たなものがあるかどうかという点について、警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局として総論のたたき台を書かせていただいて、第5次計画として何かを新しいこととして指摘すべきかどうかは、まさにこの会議で構成員の先生方に御指摘、御議論いただくものかなというように思っています。今日はまだ全体の重点課題の第1と第5だけを御議論いただくところなので、また第2から第4も御議論いただいた上で、ほかとの比較においてこれが新しいと特に指摘すべきものがあるのかどうなのか、今後の3回の議論の中で事務局としても見ていきたいと思

っています。

後半の「監視」をモニタリングという言葉に置き換えられるかどうかは、こちらでも検討させてください。

○太田議長 では近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 先ほど私が質問しました損害賠償命令制度の件ですけれども、期日の制限があるというのは分かるのですが、4回で審理が終わらずに民事訴訟に移行されるのは申立て後なので、申立て件数が少ないという理由にはならないのではないのでしょうか。それと、この割合を、裁判所の協力を得て、どのぐらいの割合だったかということを知りたいということを再質問させていただきます。

履行促進の関係については、保護観察段階でも関連するのですが、現在、出所後の加害者が被害者に損害賠償をしようと思っても、そのための制度がないのです。法テラスにおいて損害賠償のために弁護士に依頼するメニューをつくっていただきたいです。

それと、刑事施設・保護観察所、履行の促進のための記載があるのですが、各刑務所に対して、受刑者に対して作業報奨金を損害賠償に充当するような指導をしていただくこと、そして、指導した件数と指導に応じてその申出をした件数についても報告させることをしていただきたいです。また、更生保護法50条で、保護司への資料の提出を求めることも規定されたとのこと。各保護司に対して資料提出を実施するように促していただき、保護司に求められた件数を報告するように求めていると思います。

それから、不起訴記録の弾力開示と書いてあるのですが、現在、実況見分調書のような客観的証拠しか開示されていません。平成16年及び平成20年の通達で、一部供述調書の開示も認められるかのように読めますが、要件が厳し過ぎて、ほとんど開示されていないのが実態です。少なくとも裁判所の送付嘱託が要件になっているのですが、民事賠償をどうするかを検討するに当たって開示されることはありません。弾力的開示とは到底言えないので、弾力的開示をより一層拡大する旨を記載していただきたいと思います。

○太田議長 2番目の、法テラスの関係のことがよく分からなかったのもう一度、御説明いただけますか。

○近藤構成員 加害者が刑務所から出て損害賠償をしたいと思っても、法テラスにおいて被害弁償のための弁護士費用を負担する制度はないのです。だから被害者と加害者の対峙になってしまいます。それが、法テラスを使って被害弁償のために弁護士に依頼したりするメニューがあれば、払いたいと思っている加害者が払える一つの仕組みになります。

○太田議長 分かりました。

まず損害賠償命令についての御質問ですが、法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 御質問ありがとうございます。いずれも法務省の施策ということで、御説明をさせていただければと思います。

まず、損害賠償命令制度の利用が少ない、御指摘の申立て件数との関係でいくと、4回というところがあまり関係がないのではないかという御指摘と承知しております。一つの

理由として、4回しかないということを申し上げていたところでございまして、そのほかにも改めて申し上げますと、被告の大半が資力に乏しくて、債務名義を得てもそれが実現することが難しいんじゃないかということや、仮に被告人に資力があって、あるいは被害者の方にも金銭的賠償に応じる意思がある場合、これはいわゆる被害弁償という形で手続が済んでしまうこともあるのではないかと、こういったことも一応原因として考えられているところでございまして、引き続き、御指摘を踏まえまして、制度の利用が少ないという点について、改めて考えていかなければいけないことなのかなと思っております。

続きまして、被害弁償をしたい加害者がどういうふうにすればいいのかという問題でございします。犯罪被害者等支援弁護士制度の話を従前からさせていただいておりますが、これに関しては正に被害者の方が利用するものでございまして、加害者が使えるものとは考えてはございません。他方で、法テラスの様々な仕組み、無料法律相談の仕組みや、あるいは代理援助、弁護士さんを雇って、その分の立替払いをしてあげるという制度に関しましては、民事訴訟の前提となる和解交渉などについて、所定の利用要件を満たせば、加害者も利用できるという仕組みになっておりますので、加害者が被害者に弁償したいという意思を持った場合には、そういった制度、代理援助とか無料法律相談を使いながら、あるいは矯正施設や保護観察所の篤志面接委員、弁護士さんがやっている篤志家の方や、あるいは実際に従前刑事弁護を担当してもらった弁護士と連絡を取るなどして、今おっしゃっていただいたような方策を実現していくことが考えられます。

そのほか、受刑者の作業報奨金を被害弁償に充てることについての調査に関して御指摘をいただきました。この点に関しましては現時点で、出所前の作業報奨金の被害者への送金が行なわれているというところは把握しておりますけれども、そういったことのみならず、様々な観点からこういったことが調査できるか今検討しているところでして、この辺りに関しては引き続き省内でも議論していきたい、検討していきたいと考えております。保護観察に関しても、被害弁償の実態に関しては、御指摘いただいている一般遵守事項として、通帳を示させるなどして、こういった形で弁償しているのかということを確認できる仕組みができましたけれども、令和7年から、こういった形で被害弁償を行っているのかということの調査を開始しております。まだ速報値は得ておりませんが、引き続きこの点は注視し、検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、証拠開示の弾力的運用というところでございます。一般論でございしますが、不起訴事件記録の閲覧請求に関しましては、刑事訴訟法の47条により、原則として公にしてはならないものとされておりまして、同条ただし書によって、公益上の必要その他の事由がある場合には、相当と認められる範囲で開示が認められるものとされております。

検察庁では、個別の不起訴事件記録の閲覧請求に関しては、記録を保存する検察官において、法令に従い、事案に応じて適切に対処しているものと承知しております。その判断に当たっては、関係者の方の名誉やプライバシーの開示に伴う弊害を考慮しつつ、御指摘

のような様々な関係情報に関しまして閲覧を認めるかどうか、個別に検討しているものと承知しております。また、検察庁においては、そういった要請に配慮しながら、被害者の方やその御遺族の方々の御要望に応じて、不起訴処分の内容や、そのような判断をした理由を丁寧に説明させていただいて、そのお気持ちにできる限り応えられるよう努めていると承知しております。その説明の中において、被害者の方の御要望、御希望を踏まえまして、様々な証拠の内容といいますか、証拠に関わるような事柄に関しても御説明するなどの配慮を行っているものと承知しております。今後とも、犯罪被害に遭った方や御遺族の方々の心情等に配慮して、不起訴処分の内容やその理由について適切な説明に努めていきたいというふうに考えております。

○太田議長 ほかはよろしいでしょうか。島村構成員、お願いします。

○島村構成員 ちょっと作文的な話で申し訳ないんですけども、2ページの10行目辺りで医療保険、自立支援給付、児童扶養手当とかいろいろ並んでいるんですけども、この並び方がやはりちょっとちぐはぐで、違和感がありますし、ここでここまで具体的なものを書く必要があるかという、そうでもないかなという気もいたしますので、「社会保障による公的給付など」みたいなふうに、ちょっと漠とさせてしまってもよいのではないかと思います。具体的施策に記載があればよいので、大きな方向性のところでここまで書かなくてもいいかなという趣旨でございました。

○太田議長 確かにここをもう少し総論的にしておいて、もっと具体的な内容のところで書くというのも一つの方法かと思いますので、そのことも踏まえて御検討いただければと思います。

それでは続きまして、武構成員、お願いいたします。

○武構成員 損害賠償命令制度のことで少し話したいと思います。とてもいい制度なのに利用者が少ないというのはとても残念だと思っていまして、一つ大きな理由として、被害者がまだまだ知らないのではないかなと私は思うんです。ということは、直後の支援が足りないということだと思うので、直後の支援をもっと手厚くして、説明をもっと分かりやすくすることが大事かなと思います。

そして、先ほど理由が、刑事裁判で大変な思いで、それだけで精いっぱいだというようなことをおっしゃったのですが、それはそうなのですが、それにしても、丁寧に説明をしてほしいです。その後に民事裁判を起こすとなると手続など、負担が大きくなってしまいます。そういうことも加えて丁寧に教えていただけたら、もっとありがたいと思います。私は、当時にこういう制度があったら本当にすごく助かったなと思うので、もっと利用者が増えてほしいと思いました。多分知らないというか、理解をしていない人が多いのではないかなという印象です。

○太田議長 施策でいいですと1－3辺りになりますかね。

○武構成員 はい。

○太田議長 1－3辺りに、これは一応損害賠償命令制度のことも入ってございますので、

ここを含めてもう少し、被害者が被害直後にいろいろな情報を得られるようにきちんと説明をするというような仕組みのことを入れてほしいという御意見だったと思います。これは案文の修正において御検討いただければと思います。

正木構成員、お願いします。

○正木構成員 そうしましたら、具体的に意見を申し上げたいと思いますけれども、まず具体的には資料2-2の2ページの通し番号1-6です。先ほど質問しましたら、配慮の内容がそんなに具体的に考えられていないということで、現在考えられているところについては情報共有ぐらいを挙げていただいたんですけれども、やはりここは非常に重要なところですので、その配慮について何を配慮するのかという点について、第5次基本計画ではその配慮の内容を検討するというような文言を付け加えていただきたいというふうに思います。何を配慮するのかというところです。特に債権が競合した場合の優先順位等についてどういうふうに配慮するのか、これは学説いろいろ分かれているところですので、そういうものを参考にしながら、どういうふうに検討していくのか。

それから、財産が見つかった場合に、この執行の順序です。被害者に教えて、先にしてもらうようにするのか、そういうようなところについてもどういうふうに配慮していくのかというところについて検討するというような項目か文言を入れていただきたいというふうに思うところです。

それから、具体的には、1-12のところですか。矯正処遇における加害者の損害賠償責任の履行の促進というところですが、今現在、矯正処遇において被害者視点教育ということがなされています。ですので、その被害者視点教育と損害賠償の履行の関係、これについて検証、成果を確認していくというような文言を次期の5次計画には入れていただけないかというふうに思っています。やはり被害者視点教育というのは非常に重要な位置を占めていると思うので、その成果というものをきっちり確認して、被害者視点教育の内容も考えていかなければならないと思いますので、このように考える次第でございます。

それから、次のページになるんですけれども、1-15、これは令和元年に民事執行法が改正されて、そのときの附帯決議がありまして、それに基づいて第4次計画では、損害賠償請求権の履行の確保に関して、諸外国の先進的な例について調査を行うということになっています。どのような調査が行われたのかよく分からないんですけれども、見直し案を見ると、この点が欠落してしまっているんです。この調査の結果ということはそんなに明らかに示されているわけではないので、やはり第5次計画においても、執行、履行の確保というのは非常に重要ですので、その調査はしていただきたいと思いますので、その文言は継続していただきたいというふうに思います。

○太田議長 まず求償権行使における被害者への配慮ということについて、警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) 現段階で考えられる配慮というのは、先ほど申し上げたとおりでありますけど、それ以外にも様々な、心情面も含めて、勝手に

進めないということでのアプローチというのはいろんなやり方があると思っています。もちろん書きぶりについては今後先生方とよく調整させていただきますけれども、「できる限り」という幅広い書き方のほうが、いろんな柔軟な運用も含めて我々ができるところがあるのではないかと考えております。制度のことがどこまで書けるのかというのは、現段階ではちょっと難しいところがあるというのは御理解いただいた上で、今後ちょっとまた御議論させていただければというふうに考えています。

○正木構成員 配慮はできる限りでいいんですけれども、その配慮の内容の検討をというところを付け加えてほしいというのが私の意見でございますので、御検討いただければと思います。

○太田議長 続きまして、被害者の視点を取り入れた教育の効果検証や損害賠償に向けた指導の状況の調査について、法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房参事官 被害者の視点を取り入れた教育でございますけれども、対象者が被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯して、被害者及びその遺族等に対する謝罪や被害弁償について特に考えさせる必要があるもの、この者に対する特別改善指導という形で実施させていただいているところでございます。その効果検証に関しては法務省としても令和5年から取り組んでいるところでして、その結論について、まだどのような形になるかは判然としておりませんが、御指摘を踏まえまして、引き続きの効果検証を進めてまいりたいというふうに考えております。

○太田議長 もう一点も法務省でございますね。民事執行に関する法改正、民事執行法の改正について、諸外国の調査をするということになっていたかと思うんですけど、その調査結果はいかにということと、今後もこれを続けていただきたいということについていかがでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 やはり民事執行の調査の関係、諸外国による損害賠償請求権に関する法制度の実体面の調査を考えているものでございます。具体的には、実体面として考えていくというのは、消滅時効などを検討していくということを考えております。また、この調査のありようでございますが、当省としては、今申し上げたとおり実体面のところでございますが、全体として関係省庁と協力をしながらやっていくということでございますが、その情報収集の結果に関しましても関係省庁と協議をしながら進めていくものと考えております。

○太田議長 それでは、近藤構成員、お願いします。

○近藤構成員 すみません。先ほどお答えをいろいろいただいたのですが、法テラスのことなど提案したりしたのですが、これ、被害者のための制度をこれから5年の計画でつくっていくという話をしている委員会ですよね。今こうだからできません、こうだからできませんというお答えですが、そうではなくて、できる可能性を探っていくてやっていただきたいというのが私たちの思いで、どうやったらできるかというのを考えていただきたいと思います。

例えば刑事和解ですとか、あまり使われていないですよ。検証もされないで、これがあるから要らないんじゃないか、損害賠償するお金がない加害者が多いからできないと、決めないで、これから損害賠償をさせていくにはどうしたらいいのかということを真剣に考えていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○太田議長 和氣構成員、よろしくお願いします。

○和氣構成員 4ページの10の「暴力団犯罪による被害の回復の支援」というところですが、ここには、警察において、都道府県暴力追放運動センター、弁護士会の民事介入、そういうところと連携して支援に当たるというふうな文言がありますが、私が被害者支援をさせていただいた暴力団による被害者等の方々は、なかなか暴追センターには動いていただけなく、被害者支援は行っていませんという回答で、支援を行っていただいております。この辺はちょっと文章と支援の見直しをお願いしたいと思います。それから「警察において」というところが今回消されているんですけれども、こちらは警察では担当しないというところなんではないでしょうか。暴力団関係者からのお礼参り被害は、相当被害者からしますと危険で非常に恐怖になります。この辺の犯罪被害者支援に関しては手厚い支援が必要になりますので、重要に考えていただけるとありがたいと思います。

○太田議長 暴追センターについて、警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） まず、暴追センター、きちんと対応できていないのではないかとすることはこちらでも確認等させていただきたいと思います。それから、「警察において」というところを消しているということでございますけれども、最後に隅括弧で「警察庁」と入れております。今回の計画では「何々において」という省庁の記載を全部削除させていただいて、最後の隅括弧で担当をきちんと明記すると、こんな形にさせていただいているところです。

○太田議長 それでは、山本構成員、お願いいたします。

○山本構成員 先ほどの正木構成員の御質問についての法務省の回答がちょっと私にはよく分からなかったんですけれども、1－15のところで、多分、正木構成員の御質問としては、第4次計画の諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、その結果に応じて必要な検討を行うとなっていることについて、この調査研究ないし必要な検討というのが行われたのかどうかという御質問を含んでいたように思うんですけれども、今の御回答は、今後の第5次計画の実体面の調査研究というのは時効の問題を中心に行うという御趣旨の御回答で、そのこと自体は結構かなと思うんですけれども、この第4次のところの調査研究はどうだったのかというのは私自身も確認させていただきたいと思います。

○太田議長 法務省、お願いいたします。

○法務省大臣官房参事官 御指摘のとおり、第5次計画に向けた調査に関して先ほどお答えさせていただきました。第4次における調査に関するその結果、どのような状況になっているかに関しましては、一度持ち帰らせていただきまして、次回御説明させていただければというふうに考えてございます。

○山本構成員 議長、よろしいでしょうか。

○太田議長 お願いします。

○山本構成員 私もちょうど確認したわけでありませんが、商事法務研究会で調査されたもの、学者、研究者が分担して調査したものがあつたような気がするんですけども、私の見たところ、それは主として養育費の問題についての調査で、プラスアルファで犯罪被害者の執行のところも調査されているという、犯罪被害者の部分はかなり、何というか、国によってかなり叙述の程度が違ったような気がするんですけども、ちょっとその辺りは改めて確認していただいて、もし十分でないとする、今回も何かやっていたら必要があるのかなというふうには思いました。

○太田議長 法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 御指摘いただいた論文等も確認させていただきまして、次回以降に御説明させていただければと思います。

○太田議長 ほか、オンラインで御参加の構成員の先生方もいかがでしょうか。特にございませんか。

では私から意見を述べさせていただきます。先ほどもちょっと出しましたが、通し番号でいいますと1-12、受刑者による損害回復のことですが、今回の第5次計画では被害者に対する損害回復をどう実現していくのかというのは非常に重要な施策になっているにもかかわらず、この1-12の内容ですと、これまでやってきた内容をただそのまま書いてあるだけのようには思います。一歩前進どころか、半歩前進にもなっていませんので、もう少し具体的に何かできることを書く、ないしは方向性、ないしはもう少し第5次計画でこういうことを検討するということを具体的にお書きいただけないかなという意見でございます。なかなか矯正局からデータを出していただけないのですが、1年間に被害者に損害賠償のために送金するための釈放前の報奨金の支給の件数について、総数はお示しいただいているんですけど、果たしてこれがどういう受刑者、殺人の受刑者なのか、財産犯の受刑者なのか、それとも1人が年に何回かやっているために総数がそうになっているのか、もしくは1人1回だけで終わっているのかとか、そういうことも含めて、もっと具体的な受刑者による被害者への賠償について調査をするというようなことを明記いただきたい。これは、この1-12に書いてもいいと思いますし、その後の警察庁のほうの実態調査が1-14にありますので、ここで警察庁と法務省というふうに並べて書いてもいいかなと思います。

さらに1-12では、今回の刑法等の一部改正におきまして、刑事施設や少年院における被害者の心情聴取・伝達もできているわけでありますから、実際にこのケースの中でそれを行ってきた被害者の方によると、かなり損害賠償についても債務名義について告知をして、支払いを受刑中からするようにというふうに、具体的に心情伝達の中でも書いている方が結構いらっしゃるようです。だとすると、そういう状況も含めて刑事施設としてはどういう指導をしていくのでしょうか。少年院では非常に難しいと思うのですが、特に特定

少年については保護者に監護権がなく、損害賠償責任は本人しかありませんので、これをどうするかということも含めてです。受刑者については、指導するだけでは、実際作業報奨金の額も限られておりますので、被害者への賠償が非常に難しい。それではどうするのかということについて、せめて第5次計画の間でこういうことを検討するんだということまで書き込んでいただけないかというふうに思っています。

個人的には、作業報奨金を上げられればいいんですけど、今、国の財政が極めて逼迫状況にありますので、そんな簡単ではないことも分かります。例えば自己契約作業を活用するという動きがある中で、その報酬については強制執行もかけることができます。拘禁刑にした理由は処遇の多様化ということが目的でありまして、これは再犯防止だけじゃなくて、被害者の視点を取り入れた教育などを充実させるということも含めた拘禁刑の導入でありますので、そういう中でどうしていくのかという、そういう視点まで入れて計画を書いていただければというふうに思っております。

これについて法務省は何かございますでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 作業報奨金に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、どのような形で行われているかという実態把握を行うこととしておりまして、その在り方に関しましては、先生方からお知恵をいただきながら、また検討してまいりたいというふうに考えております。

そういったことを踏まえて、今回の4ページの1-12に関しましては、案文の冒頭に「受刑者の被害弁償の状況等に関する調査を実施し」ということを入れさせていただいておりまして、今回この経過を踏まえて、引き続き、いかなる調査ができるかどうかを検討してまいりたいというふうに考えております。

また、作業報奨金の問題、これは生活扶助の基準額で決まっているということがございますので、財政状況の関係も考慮しなければならないこともあるかなと思いますし、また、自己契約作業に関しましては、任意であることや、刑務所の秩序の観点からの検討も行わなければいけないというところがございますけれども、御示唆を踏まえまして、先ほど申し上げました被害弁償の調査というところを様々進めていければというふうに考えております。

○太田議長 私は作業報奨金が生活扶助を基準にしているという趣旨が全く理解できません。生活扶助の基準よりもはるかに低い基準になっております。もちろん、受刑者は、全て、衣食住の費用を全部国が払っているということはあるにしても、その理由付けとして生活扶助ということが果たして妥当性を持っているのかということは見直してみる必要があるのではないかなというふうに思います。ただ、作業報奨金は結局国が払うので、これで被害者に賠償するということが果たしていいのかどうかということもありますので、私はむしろ、受刑者自身が働いた、刑務作業以外の作業から払っていくということも視野に入れた制度を検討すべきではないかというふうには考えております。

もしオンラインで御参加の構成員の先生から何かあれば伺いますけれども、いかがでしょ

うか。

では、武構成員、お願いいたします。

○武構成員 細かいことなんですけど、私も1－15がとても気になっていまして、ここの言葉で「研究の実施を検討する」となっているんですけど、「実施する」じゃなくて、なぜその後に「検討する」が来るのか。また一歩も二歩も下がっているようなイメージがします。とても弱い言葉で、絶対にするんだという意気込みは感じないです。ここは本当に考えていただきたいなと思います。いつも損害賠償のことになると、何年も何年も後回しにされてきているので、この言葉がいつも気になっています。もっと大切な問題だからと、はっきり前向きな言葉でお願いします。

○太田議長 先ほど山本先生からの情報提供もございましたけど、法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 会議の議論の状況も踏まえまして、調査の必要性ということは法務省でも十分認識、理解しているつもりでございます。いかなる調査をするかがまだ決まっていないこともございますので、この計画案文策定の時期の進捗に合わせまして、より具体的な話ができるように準備を進めたいと考えております。

○太田議長 伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤先生 先ほどの1－12の話ですが、気になっているところがあります。第4次計画で「周知する」で終えていたのを、また今回も「周知する」という言葉で締めるのはどうかと思っています。「周知」はかなり曖昧な言葉なので、実際は文書で受刑者に見せているだけなのかとも思い、それではあまり意味がないのではないかなと思って、もっと積極的な働き掛けをするというようなことを考えていただきたいと思っています。例えば動画などを作って、しっかり被害者の実態を知らせて、損害賠償がどんな意味を持つのかというのを受刑者に伝えとか、そういった工夫が欲しいと思います。ここを「周知する」で終わらせないで、もうちょっと強い言葉で締めていただけたら、計画文として考えていただけたらいいのではないかと、第5次計画ですので。よろしくお願いいたします。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは、まだほかにもいろいろテーマがございますので、通し番号で1－1から1－15については、一旦これで締めさせていただきます。まだ御意見等ある方は、改めて事務局にお知らせいただければと思います。

続きまして、経済的支援等に関する施策のうちの経済的負担の軽減に関する施策でございます。具体的に総論の資料2－1でいいますと、5ページの中段の「経済的支援等」から、7ページの2、住宅支援の前までと、具体的施策につきましては1－16から1－40までについて御意見を賜りたいと思います。

伊藤先生、お願いします。

○伊藤先生 1－24について、この文言で、地方自治体に対して情報提供を行っていくということですが、地方公共団体が見舞金等をつくろうと随分動き出している中で、例えば

都道府県レベルで見舞金を出して、市区町村でも見舞金を出すとした場合、その併給が認められているところと認められていないところがあるということを耳にしました。何かその辺のことを書いておくと、地方自治体もこういった制度をつくる時に参考になります。被害者の方からしても、都道府県レベルで出してもらっているものを市区町村レベルでも併給できるようになると結構な金額になりますので、被害に遭った直後にもらえる額としてはかなり助かる場合も多いのではないのでしょうか。見舞金、こういう場合なら併給していいですよとか、併給は当然認められるとか、その辺のことを国として整理して、ただし書的に入れてはどうでしょうか。計画の中に入れるべきものではない、通達レベルのことなのかもしれませんが、併給についてのこうした実態があるということで、頭に入れていただきたいと思います。

○太田議長 これはかなり難しい問題もございますけど、警察庁、いかがでございますか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 都道府県によっては併給あり、なし、それぞれ分かれているということでございます。そこには恐らく趣旨があろうかと思うので、そこをちょっと勉強しなければならいかなと思うとともに、国として地方自治に対してどこまで何が言えるかという、また別の難しい問題があると思うので、閣議決定をするこの文章の中に何をどこまで書き込めるかというのは、慎重に検討させていただければと思います。いずれにしても問題意識、先生のおっしゃるところは大事なところなので、平準化ということで何ができるか、また考えてまいりたいと思います。

○伊藤先生 制度の導入促進と書いてありますので、それに合致するような内容で、地方自治体において指針となるようなことが入るといいのかなと思いました。お願いします。

○太田議長 併給は可能でも、要件が都道府県と市町村と違うということもありまして、そうすると、併給を認めていても、都道府県では認められたのに、市町村で駄目だということもあります。これはやはり地方自治と、それから広域自治体と基礎的自治体の関係という点で非常に難しい問題も含んでいて、要件の統一が果たしてできるのかどうかという問題もありますけど、国として示せる方向もあるのではないかという御意見だったかと思いますので、御検討いただければと思います。

それでは、和氣構成員、お願いします。

○和氣構成員 8ページの1-24です。ここで、第4次のときには「貸付制度の導入を要請する」とありまして、今度のたたき台のところは「貸付制度」という言葉が出てこなくなってしまったのですが、ここはどういうことなのでしょう。貸付制度の導入はしないということでしょうか。

○太田議長 警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 1-24の修正案文、右のほうの2行目「見舞金制度等」の「等」に貸付制度が含まれるものでございます。この「等」に読み込ませております。

○太田議長 具体的に書いておいたほうがいいということでございますか。

○和氣構成員 交通事故被害者等の方々は「交通事故被害者」とは言われたくないので「交通犯罪」と申しあげますが、この見舞金の中に含まれない自治体が多いですね。「危険運転致死傷罪」で立証されない事例は、「見舞金」の対象外です。貸付制度があれば私は使いたかったというところもあるので、ぜひ「貸付制度」という言葉は前面に出してください。

○太田議長 御意見として賜っておくということによろしいかと思います。確かに、自治体がこの基本計画に対しても非常に興味を持っておりますので、自治体から見てどうだということを示す上でも、「見舞金等」と丸めないで、見舞金、それから貸付け、そのほかにもいろんな補助金を出すところが増えてきていますけども、非常に有効な制度の一つだと思いますので、むしろ具体的に、「等」などにまとめないで、列挙しておくというのも一つの方法ではないかという御意見にまで発展できるかと思います。

それでは、正木構成員、お願いいたします。

○正木構成員 6 ページの一番上、1－16のところですけども、見直し案では仮給付についての記載がないんですね。仮給付については、推進会議決定を受けて、仮給付の活用、それから早期の仮給付を推進するというようになって、それを進めていると思います。ですので、やはり第5次計画においても、仮給付の活用の促進とか、早期の支給が実際になされているかどうかの確認をするとか、そういうような文言を入れていただきたいというふうに思っています。

それから、次のページへ行きまして、1－24、8 ページですけども、いろいろ書いてあるのですが、ここで大切なことというのは、同一水準という格差のない画一的な水準ということが非常に重要だと思いますので、やはり同一水準の経済的援助がなされるように要請するとか、そういうような文言も少し考えていただきたいというふうに思います。御検討いただければと思います。

○太田議長 仮給付の件は、警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 御指摘のとおり、推進会議決定でも言われておりますし、我々も非常に重視しておりますので、1－17で1項目立てたつもりではあるのですが、仮給付の充実の仕方について、また書きぶりは今の御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。1項目独立して立てたという思いは受け止めていただけたらと思います。

○太田議長 自治体の経済的支援についての同一水準ないしは平準化ということも先ほど出ておりましたが、警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） これについても御指摘を踏まえてどんなことが書けるか、また検討させていただければと思います。

○太田議長 島村構成員、お願いいたします。

○島村構成員 10ページの辺りですけども、1－28が恐らく医療保険の保険料の話をされているんだと思いますが、それがちょっと明確じゃないので、明確にさせていただく必要

があるかなというのが1点です。あと、1－30で国民年金の保険料についてのことを書いてくださっているのですが、その前に書いてある遺族年金とか障害年金というのが何でもここに書いてあるか文のつながりがちょっと分かりづらいので、ちょっと整理していただく必要があるかと思いました。

○太田議長 厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 1－28についてはまさに御指摘のとおりですので、書きぶりについて警察庁さんと御相談させていただきたいと思います。

それから、1－30については、ちょっと言葉を整理したいと思います。

○島村構成員 お願いします。

○太田議長 ほか何かございますでしょうか。

では、私から1点よろしいでしょうか。質問も少し入っているんですが、1－24の地方公共団体における見舞金とか支援金とかの支給に関して、制度化するところが増えて、しかもかなり件数が増えてきているところです。今、警察庁では各都道府県に対して補助金を支給していると思うんですが、ワンストップ的な対応をするための人件費に充てるものということで、見舞金支給に対する補助金はないというふうに考えてよろしかったでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） ワンストップサービスの体制構築のための補助金になります。

○太田議長 だとすると、これもお金に関わる話なので難しいかとは思いますが、それから先ほどの併給の問題もあります。都道府県、それから市町村レベルで結構支給総額がかなりの額になってきているところがございまして、これが果たして自治体だけの予算で何とかできるのかという問題があります。そうすると、都道府県から何か助成があればと思うのですが、都道府県は国からの助成だという話になります。それをやるなら犯給法でやればいだろうという考えもないわけではないと思いますが、こういった地方自治体に対する助成について少し名目を拡大していくという方向もあるのではないかなというふうに考えております。これも第5次計画で検討してもいい内容かと思いますが、こういったことも含めて、丸めてしまえば導入、充実なのでしょうけど、もう少し具体的に書いておいてもいいのではないかなというふうに思います。

それでは、一旦ここで休憩に入らせていただきたいと思います。おおむね10分ほど休憩した後、その後の住宅、居住、それから雇用についての問題に入ってまいりたいと思います。

（ 休 憩 ）

○太田議長 それでは、会議を再開いたします。

次は居住の安定に係る施策でございます。具体的には、資料2－1でいいますと、7ページの上の部分になります。それから、具体的な施策のほうですと、資料2－2の1－41から48までになります。

御意見のある方は立札を立てるか、発言ボタンを押していただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、まず正木構成員からお願いいたします。

○正木構成員 1-45のところで、ページでいうと14ページですけれども、民間の活用のところ、これは第4次と全く変わっていないんですね。以前にも質問や意見を述べさせていただいたんですけれども、やはり公営住宅というのは最近、便利なところが随分少なくなっていくとか、全体的にもその数が減っているとかということで、非常に使い勝手が悪くなっています。そうすると、犯罪被害者等の居住の安定を考えると、やはり民間住宅の活用というのが非常に重要になってきている状況だと思います。

そういう状況において、第4次と第5次とで全く同じ施策で進展がないというのはちょっとどうかと思うので、やはり第5次においては、現状を踏まえて、もう少し進展させた内容にしていっていただけないかなと思います。

○太田議長 これについては国土交通省、いかがでしょうか。

○国土交通省総合政策局次長 前回、私と別の者が出て、正木構成員から御意見いただいて、そのときも私も、なかなか公営住宅そのものはいろいろと制約もある中で、民間住宅で、特にセーフティーネット住宅の制度を使って、公営住宅と民間住宅を使いながらというふうに御説明させていただいたところでございます。

基本的な考え方としては、この基本計画の中では、肝としては公営住宅と民間住宅をしっかりと併せてやるのだということで、表現としては変わっていないというところではあるのですが、民間住宅の活用のほうでは、ついこの間セーフティーネット住宅の関係で法改正を行ったところでございまして、それぞれの使い勝手を良くするための取組は進めているところです。この犯罪被害者等基本計画では、こういったもののうまくちゃんと併せて使いましよう、そこの基本は実は変わらないので、こういった個票の個別施策をしっかり引き続き徹底するということに併せて、今回しっかり犯罪被害者に寄り添った対応を行うということも入っておりますので、施策としてはより充実していくのかなというふうに思っております。

○太田議長 正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 やはり文言で見える形にしていいただけるとありがたいと思います。

○太田議長 ほかに御意見がある方はお知らせいただければと思います。

伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤先生 1-41のところですが、これは第4次計画のときにもハウスクリーニングに要する費用が補助されるようになったのはいいことだと思っていました。でも実態として、つい最近、被害者の方から聞いた話があります。自宅に犯人が押し入り、家族の方が傷害を受けて、玄関が血の海になってしまい、現場検証が終わった後に警察が引き揚げてしまって、その後、その血の海の場所を自分がきれいにしなければならなかったとおっしゃっていました。家族は命を取り留めてよかったんですが、その非常な惨状を自分独りで

片づけたと。それがトラウマになって、その日の夜もフラッシュバックが起きて、その後もその場が非常な困難に結びついているという話をしてくださいました。なかなかそこは気がつかなかったなと、警察はそういう手当をしないのかなと、疑問に思いました。

そういった緊急時におけるハウスクリーニングの補助というのも何か考えるべきではないかと思います。

○太田議長 警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 制度としては使えるはずであります。毎回いろんなところで御指摘いただいていますけれども、やはり制度があっても、それが周知されていない、あるいは使い勝手が悪いという問題は、何次計画になってもちゃんとやらなきゃいけないというふうに思っています。やはり制度が使い勝手を良くすることや周知を図っていくというのは基本原則として、どの制度にも当てはまることだと思いますので、どういう書きぶりでやっていくかということは、個別に書くのか、全体としてそういうことを書くのかは、ちょっとまた検討させていただきますか。御指摘のところはしっかり受け止めていきたいと思います。

○伊藤先生 細かいことではありますが、せっかくハウスクリーニングに関する施策を入れるのでしたら、そういう実態も踏まえていただけたらと思いました。

○太田議長 制度としてはあると、警察のほうの助成があるということですね。

ほかはいかがでしょう、よろしいですか。

特にならなければ、続きまして、重点課題第1の最後になりますが、雇用の安定に係る施策でございます。具体的には、資料の2－1でいいますと7ページの中段からになりますし、具体的な施策につきましては15ページ、1－49から、最後の1－55までになります。これについて御意見がある方はお知らせいただければと思います。

まず、近藤構成員からお願いいたします。

○近藤構成員 15ページの1－49で、雇用の安定ですけれど、犯罪被害者のための休暇制度というのが、ほとんど導入が進んでいません。これは確かに、現実に犯罪が発生する可能性は極めて低いことから、実際に例があったり、よほど意識が高かったりしないと、あえて導入しようとしなないということかと思うのですけれど、厚労省のモデル就業規則に加筆することによって周知、導入が図られるのは明らかなだと思います。これによって国の財政に影響を及ぼすことはないので、モデル就業規則に加筆をしていただきたいと思うのですけれど、いかがですか。

○太田議長 これについては厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 それは今の記載の「就業規則への記載方法を記載したリーフレット等により周知する」では不十分という御指摘でしょうか。

○近藤構成員 そうです。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 そこは、本日いただいた意見を

踏まえて担当部局と相談したいと思います。

○近藤構成員 やっぱりちゃんとモデル就業規則に明記すれば、社員・従業員の方が被害に遭った時、気兼ねしないで休暇を取ることができます。職場の皆さんにも理解していただけます。ぜひこれはお願いしたいと思います。

この雇用の安定というのは本当に大事で、犯罪被害者は、雇用が安定しなくて、お休みが取れない、休暇が取れないことによって、仕事を辞めざるを得なくなってしまう。仕事を辞めてしまわなければならないというのは、まず犯罪の被害に遭って家庭が壊れてしまう、そして自分の第2の居場所である仕事、会社も失ってしまう、二重に失ってしまうのです。それを国が守ってあげなくてはいけないと思うのです。ぜひここは、まずはモデル就業規則に加筆するということを考えていただきたいと思います。

もう一つ質問ですけど、17ページの1－53です。「公共職業安定所における求職者に対するきめ細かな就労支援の適切な実施に努める。」って、これは前の計画と全く同じです。おまけに、これはどなたに対しても当たり前のことで、きめ細かくやらなければならないことだと思います。それを書いても、この被害者のための計画にこれしかないのかなという思いです。

実際に被害者の人で、ぼろぼろになった被害者が、仕事を見つけなくてはどうって、やっとたどり着いたハローワークで、こんな履歴書の書き方じゃあ誰も雇ってもらえないよって、ある程度の罵声的なことを浴びせられたなんていう話も聞きます。やっぱり犯罪被害者がどんなに傷ついて、やっとここに来たということを理解していただかないと、まさにここに書いてあることもできていない。加えて、加害者には就労支援があり、障害者にもある、犯罪被害者には何もありません。何か書き込んで、例えば犯罪被害者のところに丸ができるようにして分かるようにするとか、何かシステムをつくって、犯罪被害者に対して本当に手厚い就労支援をしていただきたいと思います。就労できないことで生活保護になるとか、病気になって医療費が拡大するとか、そういうことに厚生労働省が導くようなことはここで食い止めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○太田議長 厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 求職者の方々の事情というのはいろいろなことがある中で、どこまで個別に明示するのかというのはちょっとあるかと思いますが、いただいた御指摘踏まえて、どういったことができるか検討させていただきたいと思います。

○近藤構成員 これだけだって、求職者に対するきめ細かな就労支援と書いてあるのですよね。もっと被害者に特化して書いていただきたいですけど、きめ細かい就労支援をぜひお願いいたします。犯罪被害者に対する制度も、ぜひここに加筆していただきたいと思います、よろしくお願いします。

○太田議長 島村構成員、お願いいたします。

○島村構成員 私も同じく、モデル就業規則のほうに記載を盛り込む方向で検討いただけ

ないかと思っております。ただ、検討いただくとしても、もう少し法令上の根拠がしっかりした制度でないと、盛り込むのは難しいともなりかねないので、前回も申し上げましたが、法令上の根拠を設けるのが必要ではないかと思います。確かに慶弔休暇とか病気休暇とか、法律上の明確な根拠なくして既にモデル就業規則に載っている休暇というのはありますけれども、それらは労働者の利用可能性が非常に多く見込まれるものです。これに対して、治安がよい日本では、犯罪被害者になる可能性というのが高いとは言い切れない部分がありますが、そんな中でもやっぱり起こってしまう可能性のある犯罪被害者になるという状況に対して、しっかり安心して休めるように、その後の公判手続にも行けるように、それを後押しするような根拠が必要なのではないかと思っています。

リーフレットのお話もありましたけれども、やっぱり労働局とかにリーフレットが置いてあるけど、それは手に取らないと見ないというところがあって、やはり活用する制度にいかにするかというところに重点を置いていただければと思います。有給で休暇をつくった会社さんがいたら、それに対する助成をするだとかというような仕組みも考えられるかと思いますので、活用されるようなもう一步をいただければと思っています。

以上です。

○太田議長 厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 どういったやり方があるかは、繰り返しで恐縮ですが、検討させていただきたいと思いますが、多分まさにまずは実態を把握するということが大事だという問題意識から、第4次の計画よりか、その前のところでニーズとか、それから企業とか労働者向けの導入状況の実態把握というのもきっちりするというのを今回追記させていただきましたので、その状況と併せてどういったことが対応できるかというのは、これから検討していきたいと思っています。

○太田議長 では、和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員 この問題は、もう15年以上も厚生労働省で行っていると思うんですが、本当に全然進歩してんないんですよ。私も被害者になって、仕事を休むというところ、非常に大変でした。周りの人の理解がないと、なかなか休めないです。裁判に行ったり、検察庁、いろんなところの関係機関に行ったりしますから、その都度理由を言わなければいけない、やっぱりそういうところが非常に大変でしたので、これは積極的に厚生労働省さん、早く動いていただきたいというふうに感じます。お願いいたします。

○太田議長 御要望ということで伺っておいただければと思います。

では、武構成員、お願いいたします。

○武構成員 ありがとうございます。この問題を考えるときに、大企業とか国家公務員とか、休暇を出しやすい事業主を考えられているように感じます。でも、実際は、中小企業もたくさんあって、中小企業になると、事業者が休みをあげたくてもなかなかできないという現状もあると思うのです。やっぱりそこには助成金とか、人手が急に足りなくなったら困るんだったらそこを補填するというか、助けを考える工夫がもっとされないと増えて

いかないと思います。

休みをあげたくても出来ない企業も多いと思いますので、犯罪被害者に理解がないからなのか、資金の問題なのか、人手不足のことなのかなどを、もっと調査をして、解決策をしっかりと考えていただきたいと思います。気持ちはあってもできないで済まさないでほしいです。

○太田議長 いかがでしょうか、厚生労働省。休暇に対する助成金、補助金という可能性ということですけども。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 それにつきましても、そもそも休暇の促進という観点、導入促進のところで共通するかと思うので、そのツールとして、先ほどのモデル就業規則をやるのか、助成金をやるのかという観点かと思いますので、結論としては繰り返しで恐縮なのですが、休暇制度のまさにニーズを明らかにしながら、調査をして、どういったことが企業、労働者、ネックになっているのかなども把握しながら対応を検討していきたいと思います。

○太田議長 いかがでしょうか。民間のほうでは、まだ認知度が9%、導入率が0.9%ということなので、これをどうするかということは大きな課題だろうというふうに思います。

続いて正木構成員、お願いします。

○正木構成員 1-50のところですけども、ここでやはり被害者参加制度に対する対応を一言、何か文言で入らないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。被害者参加制度に対して、出頭のための休暇制度、その検討は非常に重要だと思いますので、それについて一言入らないかなと思っています。いかがでしょう。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 今日人事院が出席しておりませんので、事務局の方で承らせていただき、人事院にも伝えさせていただきます。

○正木構成員 国が主導してもらいたいというところです。

○太田議長 では、川崎構成員、お願いします。

○川崎構成員 今日の議論を拝聴してしまして、少し気になる点があります。と言うのは、議論がかみ合っていない気が時々するのです。構成員からの意見の中にはかなり具体的なものもあり、それはここで書くものなのか、ここで書かれたものを、より5年間の、次の5年間で実現していく中で反映させていくものかにもよるはずなのですが、現状こうなっていますという回答をされていることがしばしばあります。それが、できませんとおっしゃっているのか、それとも気づかずに違う答えをされているのかが私には分かりません。でも、時間がないものですから、次に行ってしまうので、これはきっと次回になっても文章は何も変わっていないで、やるのかやらないのかは文章では担保されていないので、5か年の間の検証の中にもまた含まれない。結局次の6次になってもまた同じようなことになるのではないかと思います。

ですから、必ず導入するという約束までする必要はないのですが、なるほど検討に値するというところで5か年の中でケアするということなのか、それとも検討すら値しないとい

うことであるのか、それはそれで明確におっしゃっていただいたほうがいいと思うのです。その点が少し気になっています。

関連して、今やっていることをやると書いてあるだけのものなのか、やるのに5年かかるということなのか、5年かけてどこまで進めていくということをおっしゃっているのか。特に文末の問題だと思いますが、よく分からないものがあります。「する」と書いてあるところについても、5か年の中で「する」ということは分かるのですけれども、それは何がハードルで、ハードルを越えるために5年かけて何をするのかが明確な文章になっていないことが気になります。今検討しているのは5か年計画の柱の文書だと思いますので、何がハードルで、それを克服するためにどこがポイントで、その実現のために今行っていることをより一層強化していくという話なのか、それとも今実行していないものを実行するという話なのか、何を検討するのかをもう少し明確にさせていただかないと、PDCAサイクルで検証していくことになっていきますが、次の5か年の検証の対象が分からなくなってしまいそうな気がします。

もう一つ。これは課題やテーマによるのかもしれませんが、施策のところが、内容によって、物すごく詳しいものが例示として書かれている場合と、抽象的なものでとどまっている場合があります。もちろん担当される省庁にもよるとか、具体的に施策が前回で進んでいるのでそれを踏まえたということが言える場合と言えない場合があるとか、いろんな理由があるのだと思いますけれども、このレベルの差も少し気になります。例えば1つだけ例を挙げさせていただくと、1-16を見ると「3日以上入院ではなく3日以上就労不能であることを周知する」といった誤りを防止すべきとの要望を踏まえ」と、すごく細かな背景事情を書かれていますが、他方では、何か抽象的な記述で終わっている項目もあります。最後に、事務局で、恐らく警察庁だと思うのですが、文章のレベルをある程度統一していただいた上で、ここで書かれるものとその解説みたいなことで具体的なものというふうに整理されたほうがやっぱり使い勝手といいますか、これから検証する際にもいいのかなというような印象を持ちました。

○太田議長 総論的にいかがでしょうか、事務局として。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） まさに分かりやすい施策の書き方はどんな書き方なのかなど、いろんな難しい御指摘をいただいたというように認識いたしております。個別の施策それぞれについて、やはり各省ではそれぞれ難易度を感じているところだと思います。例えば、まずそもそも制度があるのに周知ができていないであるとか、逆に、そもそも制度が足りないが、新しく制度をつくるには、ほかの法令との均衡を考慮しなければならないであるとか、それぞれ個別に様々な理由があるというように思っています。したがって、粒度や具体性が個別の施策でそれぞれ異なって、統一が取れていないのではないかと御指摘がありましたけれども、その統一を取るというのも、なかなかこれだけの数多くの施策があると難しいところもあろうかなというようにも思っています。

表現ぶりとして、施策をどう実現していくかを今まさにまだ検討しなければならないか

からこそ、記載としては抽象的にとどまらざるを得ない施策もある一方で、ある意味、出口が見えるので、具体的に書けるものもあるのではないかなというようにも思います。計画を全て分かりやすく書くには、それはそれで分量などが必要になると思いますが、現実的なところで、どこまで書かせていただくのか、限られた時間の中でということもあると思うので、どこを最後、落としどころとして、どんな案文になるのかというのは、またこちらでもよく検討させていただきたいと思います。

いずれにしても、今の御指摘は非常に重要な点だろうと思いますので、各省のほうでもそこを考えながら、どんな文章を書けるのかということを真剣にまた考えていただきたいですし、事務局としてもやってまいりたいと、このように考えております。

○太田議長 私が思うに内容的にかなり具体的なものを書けるところと別に制度設計には問題がないので、あとは運用でどうするかということしか書けないところや、予算が関係するものだとすぐに何かどうこうすると書けないところなど、とかいろいろあるので、こういうふうに差が出るのは仕方がないと思います。ただ、総論的な、促進するとか、何とかということだけだと、やはり、どのようにすれば促進されることになるのかも分かりませんので、今後の検証のためにもある程度の具体性というのは表記として必要ではないかと思います。これは基本計画ですので、そこに抽象的なものしか書かれていないと、結局何をしていっていいのか分からないということになりますので、細かい制度設計まで書く必要はなくとも、具体的に書ける部分は書くとする、そういうところの差は当然出てくるんだろうなというふうには思います。

○川崎構成員 制度が具体的になっている部分について具体的に書かれることは全然問題ないと思っています。到達度がそれぞれの課題によって違いますので、課題がより具体的なものになっている場合は、書きぶりも具体的になるというのはそのとおりだと思いますが、そこで書かれている内容の文章のところが、先ほど申し上げた例のような、制度そのものではなくて、背景事情のようなものを書かれていたり、書かれていなかったりする点については、検討していただいたほうがいいかなという意味です。

○太田議長 そういうことも踏まえて、今後、この案文について、もう3巡も4巡もできませんので、もし何か具体的にこの案文の中で、こういう計画でこういうふうにしてほしいという部分があれば、抽象的な御意見ではなくて、具体的にここをこういうふうにしてほしいというようなことを事後的にも御連絡いただけると、そこも踏まえて、また案文を各省庁でしていただけるのかなと思いますので、御意見ある方は、そういうふうにお出しいただければと思います。

それでは、お願いいたします。

○近藤構成員 雇用の安定のところ、16ページの上のところですけども、「犯罪被害者等が抱える休暇取得のニーズを具体的に明らかにしつつ」というのは、まずこれ、ニーズって皆さん違って、具体的に明らかにすることなんて、とても可能とは思えないですね。それと「企業向け・労働者向けのアンケートによる導入状況等」、これは導入していないから

導入してくださいと私たちはお願いしているので、導入状況といっても、本当に導入されていない、その実態把握を行うことってどういうふうに理解すればいいのかということと、やっぱり具体的に導入するための、さっき申し上げたみたいに、モデル就業規則に出すとか、そういう具体的なことを書いていただきたいと思うのですけれども、どういう導入状況の実態把握を行うのか教えてください。

○太田議長 これは、やろうとしているのは厚生労働省でしょうか。お願いいたします。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 ニーズを明らかにすることは難しいんじゃないかとの御指摘でしたが、やはりニーズは把握しながらでないと進められませんので、どういった形で把握するかというやり方はちょっと考えていかねばならないかなというふうに思っています。これも役人的で恐縮ですが、「導入状況等」というふうにある中で、導入している、していないだけではなくて、何か似たような制度で補っておられるのかとか、あとは、ちょっとこれはまだ、実際アンケートの仕方というのはこれから検討するところですので詰まっておりますが、例えば、導入するに当たっての課題が何なのかとか、そういったことをいろいろ、アンケートの仕方というのは工夫ができるかなというふうに思っておりますので、いただいた意見を踏まえて、対応するに当たって必要な情報というのを、このアンケートとか実態把握によって把握してまいりたいというふうに思っております。

○太田議長 よろしいでしょうか。

○近藤構成員 これはずっと本当に議論されていたのに、まだその時点なのかなとか、どうしてこんなにも進まないのかを真剣に考えて、具体的に導入が起こるようにするにはどうしたらいいかということも聞き取っていただかないと、現状を聞き取ってもできていないのですから、できるようにするにはどうしたらいいか、それは補助金出すとか、みんないろんなことを言うと思うのですが、そういうのを真摯に受け止めてやっていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策企画官 検討してまいりたいと思います。

○太田議長 それでは、まだ重点課題5もございますので、重点課題1については一旦ここで終了させていただきます。関係省庁におかれましては、今日出ました意見等を踏まえまして、計画案文の加筆修正等お願いできればと思います。委員におかれても、具体的にこういうことをお願いしたいんだということがあれば、具体的にお示しいただけると、改定作業についても効率的に進むのではないかと思いますので、よろしくをお願いいたします。できました計画案文を第2巡目でお示しいただいて、改めて検討したいと思います。

それでは、次に重点課題5の国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組の議論に入ってまいりたいと思います。

まず、事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） まず総論について、資料3-1を御

覧ください。1 ページ目で、第 1 として、この重点課題の現状認識について記載しております。また、2 ページ目からは第 2 として、その現状認識を踏まえ、講じる施策の方向性についての記載しております。

その上で、まず 1 ページ目の「第 1 現状認識」にお戻りいただきたいのですが、第 1 段落で、犯罪被害者等が、犯罪被害そのものだけではなくて、周囲の者から誤った認識、無関心や無理解等により二次的被害にさらされている現状、また、その原因として、犯罪被害を自分事として捉える意識等が不足していることが挙げられるのではないかということに記載いたしました。

続きまして第 2 段落では、犯罪被害者等が、こうした二次的被害を恐れて、孤独や孤立を深めざるを得なくなる状況についても触れました。

第 3 段落では、インターネット上の誹謗中傷による深刻な事態を指摘するとともに、報道をめぐる課題についても指摘をいたしております。

最後に第 4 段落は、こうした課題を克服するためにも教育や広報啓発が重要であると記載するとともに、これらは重点課題第 1 から第 4 までの施策を実効あらしめるもので、この第 5 は、これらと言わば車の両輪として位置付けられるものとして、極めて重要であると締めくくらせていただきました。

1 枚おめくりいただきまして、「第 2 講じる施策の方向性」についてです。

まず、「1 学校をはじめとする教育活動の推進」については、第 1 段落に記載した様々な理由から、国民の適切な理解や行動を、中長期的に見ても揺るぎないものとする必要があることから、第 2 段落で、「まずもって国民に対する教育が全ての出発点となり、極めて重要である」とさせていただきました。また、とりわけ学校現場の教育、これは重要でございますが、周囲の大人も取り巻く国民全体に対する教育の重要性も指摘した記載ぶりいたしました。

次に、「2 広報啓発」でございます。これにつきましては、まず第 1 段落で、各府省庁が取り組む強化期間について、これを更に効果的な取組とすることを記載いたしました。また、第 2 段落では、関係府省庁や民間団体、その相互の連携の必要性や機会、広報啓発でございますが、その機会や媒体の多様性についての記述をいたしております。引き続いて第 3 段落で、特に重要と思われるその手法について、裾野の広がりの方的な方向性を記載いたしました。

次に、インターネット上の誹謗中傷については、インターネットの特性から人格権侵害が生じた場合の回復困難性を指摘し、その上で、教育や広報啓発の重要性を訴えた記載ぶりとさせていただいております。さらに、このテーマに関しましては、名誉権やプライバシー権等の人格権、それと表現の自由との調和の問題として各界各層での議論が行われておりますが、報道の問題もこの調和の問題の一つとして位置付けられるところ、政府の行う教育や広報啓発は、このような議論を更に充実させて、成熟した表現行為を促していくものとの方向性を記載しております。

最後に、「その他」では、犯罪の類型に応じた教育・広報啓発、新たな犯罪被害を生まないことについてもまた視野に入れたものとして記載を締めております。

ここまでが資料３－１です。資料３－２につきましては、これを踏まえた上での各省の具体的なメニューを記載しております。御説明はひとまず以上です。

○太田議長 それでは、議論に入りたいと思います。重点課題５につきましては特にテーマを分けずに、資料３－１、総論部分全体、それから資料３－２の具体的施策全体について議論したいと思います。

では、まず和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員 「学校における命のかけがえのなさ等に関する教育の推進」とありまして、ほとんど「推進」なんですけれども、推進では学校は動かないと思います。もうちょっと厳しい、やらなければいけないというような文章、最後の言葉を使っていただきたいと思います。

なぜなら、これから社会を担うこどもたちの教育が非常に重要だと思うからです。こどもたちが加害者にならない、加害者をつくらない社会を作っていただくためには、ここの教育が非常に重要になると思います。被害者の中には、武構成員もやられています、「命の大切さを学ぶ教室」、これにできる範囲で被害者たちが声を上げているところですけども、人手が足りないというところもあり、なかなかこどもたちにその教育ができていないと思います。そこをしっかりと、今後の社会を担っていただくこどもたちの教育に重点を置いていただければありがたいと思っています。これ以上被害者をつくらないでいただきたいんです。ここにいらっしゃる誰もが被害者になる立場にあるわけですから、被害者になったらどういう状況になるのかということも理解していただかないと、被害者支援につながっていかないと思います。その辺は学校の教育、それから家庭の教育が必要かなと思いますので、文章的に「推進する」ではなく、もっと強い言葉で書いていただきたいなと思います。

○太田議長 文部科学省、いかがでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課専門官 「推進」ではちょっと弱いという御指摘をいただいたというふうに受け止めております。担当部局、また警察庁とも相談の上、対応を検討させていただきます。

○太田議長 近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 命の尊さや人権問題、いじめなどがここに書かれていますが、犯罪被害者に特化した理解の施策というのはちょっと見当たらないです。誰がいつ犯罪被害に遭うかわからないから、被害に遭うのには理由があるのではないかみたいな偏見を持たれないような教育をしていく。例えば、強姦神話に見られるような、「夜道で露出度の高い服を着ていたから」、「女性が１人で歩いていたから」など、そういうことではなくて被害者に落ち度はないということや、「頑張ってたね」など、よかれと思って言ったことが人を傷つけているなど、具体的な被害者を傷つけない教育みたいなことはここに載っているのでしょうか。

もし載っていないとしたら、やらないのか、やるとしたら、何をやるのかということをしつかりと明記していただきたいと思います。

それと、少年同士の事件が発生した場合、加害少年と被害少年にどのような体制で取り組むのか。被害少年を保護し、被害少年の権利擁護する立場は誰が担うのか、加害少年や学校関係者と異なる立場で被害者を擁護する体制を整備していただきたいと思いますが、ここには全く書かれていないので、そういうことをやってはいただけないでしょうか。

それと、国民の理解と増進というところの施策を読ませていただいたのですが、とても部分部分でやっていて、大きな国民の理解と増進をする運動にはなっていないと私は感じます。法務省でやっている社会を明るくする運動、これはもう七十何年日本全国で、感覚としては中学校区ぐらいの単位で、国民の理解と増進をやっています。以前は、私のような被害者が出ていくと、何で被害者が来たのかという目で見られるぐらい、加害者を守る人たちがとても多かったのですが、今は保護司さんたちも被害者のことも支援していかないとね、と、私が言わないのに向こうから言ってくる。それぐらい被害者に対する目が変わってきました。講師に来てくださいと保護司会の研修に呼ばれていくこともあります。

ですから、既存の社会を明るくする運動に、被害者の立場、被害者への理解というのを入れて、大々的な運動として、加害者の更生と加害者の立ち直りを支える、被害者と加害者両方を考えていくことをやっていただきたい。これは今ある既存の事業ですからお金も特にかからないですし、数は少ないですが、しっかりと取り組んでくださる被害者支援の保護司さんたちもいらっしゃる。国民、町会ですとか自治会、PTA、全て動員される仕組みができていますので、この運動に法務省が後押しをして、この計画の一行に被害者を1人も出さないことを入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

○太田議長　まずは文部科学省、お願いいたします。

○文部科学省大臣官房政策課専門官　いただいたもののうち具体的な犯罪被害者に関するところにつきましては、本日の資料3-2の5-3に「学校における犯罪被害者等に関する学習の充実」があるというふうに承知しておりますけれども、こちらにつきましても引き続き、いただいた御意見を踏まえて、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、被害少年と加害少年という観点の御意見をいただきましたので、その辺りも、この犯罪被害者等に関する学習といったところを捉まえて、しっかりとやっていけたらというふうに思っております。

最後にいただきました国民の理解増進につきましては、恐らく文部科学省だけではないお話かと思しますので、取り急ぎ今の意見について御回答申し上げます。

○太田議長　法教育については法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房参事官　法教育に関しましては、やはり人権侵害の問題として、大枠で捉えるだけでなく、被害者の御支援ということ、被害者の方の置かれたお立場ということ、

こういったことも伝えることができるような取組に関しまして、具体的に実施しているところは、ちょっと今、担当に確認させていただきますけれども、やるべきだという御指摘を踏まえ、検討させていただきたいと思います。

あわせて、社会を明るくする運動のお話もいただきましたので、お答えさせていただければと思います。社会を明るくする運動は、防犯と再犯の防止というところを一つの目的としているものでございまして、新たな被害者を生まないというところを究極的な目的として掲げさせていただいてございます。担当にもしっかりとその旨伝えさせていただきたいと思いますが、理念としては、御指摘いただいたところを一つ中心として考えているところでございますので、引き続きそこが分かるような形で運動に取り組むことができるかどうか、しっかりと積極的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○太田議長 近藤構成員、お願いいたします。

○近藤構成員 社会を明るくする運動ですけど、これ、再犯防止でやっているのはすごく分かります。地域みんなで受け入れていこうって、1人にしないというか、そういうことをやっているその気持ちはよく分かります。ただ、再犯しないようにと言っている運動がずっと昔から割と同じ形で行われていますが、一緒に参加しているPTAのお母様たちや地域の方からは、再犯しないはおかしい、再犯じゃあなくてまずは初犯でしょうと言うのです。再犯防止、再犯防止って言われても、もちろん法務省のやる意図は分かるのですが、大きな国民運動として再犯防止ってこどもたちに言っていたら、じゃあ初犯はいいのかということになってしまうので、やっぱり被害者を出してはいけないというところにこれから大きくかじを取っていかないと、いいかげんに国民の皆さんも、これ何なのという感じになってしまいます。加害者支援の保護司さんでさえも、被害者のこと大事だよね、両輪でやっていきたいよねって言っているのです。ぜひ法務省で後押しをしていただきたいと思います。いかがですか。

○太田議長 法務省、いかがでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 御指摘のとおり、再犯にかかわらず、初犯、防犯、こういったところも重要な課題であるというふうに考えてございます。被害者担当の保護司のメンバーもでございますので、御指摘を踏まえまして、担当部局のほうにもお伝えさせていただいて、具体的なことができるよう取り組んでまいりたいと思います。

○近藤構成員 ぜひこの欄に社会を明るくする運動を入れてください。被害者支援として計画の中に入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○太田議長 一言申し上げておくと、そもそも保護司の使命、更生保護の使命には犯罪予防も入っておりますので、初犯予防も入ってはおります。それから、3年前の刑法等一部改正で、仮釈放や保護観察に関しては、当然、被害者に対する配慮をするというのが運用基準になりましたので、場合によっては社明運動の中で、この被害者支援ということを大きく取り上げていくということもやり方としては非常に効果的なのではないかと、伺っていて思いました。ぜひ法務省ではご検討いただければと思います。

それでは、正木構成員。

○正木構成員 私からは2点ございます。

まず、2ページの5－5「性犯罪・性暴力の対策に関する教育の推進」というところで、見直し案では「生命の安全教育」を入れていただいています。これも重要なんですけども、やはり「生命の安全教育」だけでは不十分で、発達段階に応じた真の性の教育、これも必要なので、そこを追記していただきたいと思います。

それからもう一点は、8ページの5－23の「犯罪被害者等に関する情報の保護」のところですね。匿名か実名発表にするかということなんですけれども、今、実名にしてみると、SNSの問題もあって、非常に二次的被害というのが大きくなっているという状況があります。そこを鑑みると、やはり犯罪被害者の個人の意見を尊重するということは非常に重要だと思いますので、最後のところに「犯罪被害者の意見も尊重し、個別具体的な案件ごとに適切な」とするか、とにかく犯罪被害者の個人の意見の尊重という文言をどこかに入れ込んでいただきたいなと思います。

○太田議長 まず最初の「生命の安全教育」については文部科学省、いかがでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課専門官 担当とも確認をして、また警察庁とも相談して検討させていただければと思います。

○太田議長 それから5－23については、これは案文にそういう被害者の尊重という言葉を加えてもらえないかという御意見だったと思いますので、案文について御検討いただければと思います。

伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤先生 この最初の方向性の総論ですか、総論の文章はとてもよくできていると思いました。

具体的施策のほうに入りますが、こどもという記載が漢字、平仮名にするのか。総論のほうでは平仮名になっています。でも施策のほうは漢字を使っておられるので、これは統一されたほうがいいかと思いました。

あとは、5－10の被害者週間ではなくて月間化するという記載。とてもいいことだと思いますが、月間化するに当たって、かなり工夫が必要かなと。被害者週間じゃなくて犯罪被害者月間、犯罪被害者等月間になるのでしょうか。こういう月間をマスコミを利用して大々的に宣伝していくのは大事だと思うんですけども、既に児童虐待防止とか障害者の権利擁護の週間ですとか、あと例えば自殺対策強化月間とかたくさんあります。今までなかなか犯罪被害者週間まで取り上げられなかった状況があるので、どう具体的に持っていくのかというのは大きな検討材料になるのではないかなと思いました。ですので、通一遍の書き方ではなく、その辺の実情も踏まえて書き方を工夫されるといいのかなというのが1点です。

あと、細かいことがいろいろあるのですが、先ほど川崎構成員が指摘されたことも大事だと思っています。結局総論として、現状認識を踏まえてこれからあるべき方向性を打ち

出すわけですね。実際の具体的施策は、関係府省庁の書き方がそれぞれあるのかもしれないし、先ほど議長がおっしゃったような点の事情ももろもろあるので、書き方が難しい面があるのかもしれませんが。しかし、少なくとも第4次計画で書いたことをそのまま持つてこないというのも一つの原則にしていけないかと思いました。

というのは、今までの第2次、第3次計画を見ていると、結構そのまま持ってきて次の計画にも載せていたことが多いので、この施策は結局進捗しなかった証拠なのかと思って読んでいたことがありました。第5次計画ではその辺も検討していただけるかと思っています。やはり最後の締め言葉がとても大事ですので、その辺どう統一するか、あるいは、どうそこを色分けしてしっかり書いていくのか。構成員の先生方もきっと知恵を出されると思いますので、計画文を読んで、いいものにしないではいけないと思った次第です。

○太田議長 それでは、武構成員、お願いします。

○武構成員 学校での「生命の安全教育」のことなんですけど、私も毎年、いくつかの学校に呼んでいただいて出かけて行っています。とても関心のある先生方がいる学校は、毎年呼んでくださるし、でも場所によっては全く関心のない先生方もまだまだいます。それでいろいろ話を聞いてみますと、やっぱり怖がっていることが分かりました。校長先生、教頭先生が、遺族の話を取り入れると刺激になり過ぎるのではないかと、まだそういう偏見や勝手な想像だけで敬遠している先生方がいるということを知ってみたいです。なので、校長先生、教頭先生などそういう先生方の集まりで、もっと犯罪被害者のことを知ってほしいなと思いました。

これだけ犯罪被害者の支援という言葉が、昔からしたらあちこちに出ていてうれしいなと思っているのですが、まだまだ知られてないです。機会を作っては繰り返し、先生方の研修をお願いしたいです。

○太田議長 文部科学省、よろしいでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課専門官 御意見を踏まえてこの計画上どう表現するかというのは文章上の調整もあろうかと思いますが、御意見は受け止めたいと思います。

○太田議長 前田構成員、お願いいたします。

○前田構成員 臨床で接した性暴力の被害に遭った学生さんで、学校の授業の中で防犯の話聞いて、どうやって被害を予防するかと。これは非常に大事な話なんだけれども、もう被害者になってしまったその方にとっては、「自分は予防できなかった」ということで非常に落ち込んでいたということがあります。

先ほどからずっとあるように、やはり誰でも被害者になり得ると、そういう文脈での教育をしていかなければいけないと思うんですけど、そういう意味では、今、警察庁のほうでも少しずつ広げようとしているトラウマインフォームドケアが重要です。今日、野坂先生もおられますが、まさにトラウマインフォームドケアは学校現場では本当に大事なもので、言葉としても、例えば5－3のところですかね、「学校における犯罪被害者等に関する

学習の充実」の辺りに、しっかり「トラウマインフォームドケアを推進する」みたいな言葉を入れて、やはりトラウマは誰でも起こり得るものだということを前提にして教育を推進していくんだとか、前段の252のところにも「警察等の関係機関と連携し」というがあるので、そういう言葉を入れて具体的に進めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

○太田議長 和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員 犯罪被害者月間というところですけども、以前に私も発言させていただいて、どうして犯罪被害者だけが週間なんだろうということでも月間を希望した経緯がありまして、そういう動きになってきたということは非常にありがたく思っております。ただ、月間になったからといって、その中身をどうするのかというところかもしれませんが、一つ、せっかくギュっとちゃんマークがあるのであれば、ギュっとちゃんバッジとか、そういうものを作成していただいて、それを多くの方に、お金はかかりますけれども配布していただいたり、それから総理大臣や閣僚に着用していただいて、多くの国民にそれを広報啓発するというようなことはいかがでしょうか。ぜひそういう形で、どんどん一般国民に犯罪被害者支援、それから犯罪被害者にならない、犯罪被害者をつくらないというところの広報啓発を充実していったらいいでしょうか。

それから、マスコミ関係ですけども、マスコミさんは無料で広報していただける、とても貴重な人たちだと私は思っております。正しい知識がなければそういう広報はできませんので、マスコミさんにも教育が私は必要だというふうに常々思っておりまして、栃木県の下野新聞社は、犯罪被害者支援に関しての新人記者研修をやっており、これに私も携わっております。それによって二次的被害が随分抑えられております。マスコミも、犯罪被害者の支援、それから犯罪被害者の方々がどういう状況に置かれているのか、これが分からないと二次的被害につながりますので、そういう教育は絶対必要なのかなというふうに思っております。

○太田議長 警察庁、よろしいでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 計画にどういうふうに今のお話を書くかは別として御回答申し上げますが、まず月間化についてのギュっとちゃんの活用につきましては御指摘のとおりだというふうに思っています。予算も伴いますので、今年度、来年度にどこまで何ができるかというのはありますが、うちの職員が自分で裁縫してギュっとちゃんを量産してあちこちに配るような努力を我々しておりまして、どんどん今打ち出しているところです。先週も新聞で大きくギュっとちゃんを取り上げていただいて、まさにピンバッジですとかストラップですとか、月間でも配れるような形で、今年できるかどうかは別なんですけど、まさに今御指摘いただいたようなことは着実にやってまいりたいというふうに思っています。閣僚にもつけていただけるように、これは我々の汗のかき方だと思っておりますので、いろいろ創意工夫を凝らしてまいりたいというふうに思っております。

それから、6月20日からホームページも全てリニューアルしましたし、Xも始めまして、それでギョっとちゃんが地方も含めてあちこちいろいろ行ったところをポストしたり、警察庁長官と国家公安委員会委員長が毎週木曜日にやっている定例会見のその後ろに47の各都道府県のマスコットが入ったバックパネルがあるんですが、1枚、長官をお願いして、ギョっとちゃんを追加してもらったり、いろんな地道な努力は続けておりますので、なかなか目にする機会は少ないかもしれませんが、我々としては着実に努力を続けているところであります。ぜひ旧ツイッター、Xもフォローしていただけるとありがたいです。数によってやっぱりいろいろ評価があるものですから、ぜひ皆様方にはその点でも後押しをしていただけたらと思っております。

それから、報道機関の関係であります。これも全く御指摘のとおりだというふうに思っています。被害者の皆さんの実情を、取材という形ではなくて、よく聴いてもらいたいというふうに思っております。各関係省庁の方々とか、支援に当たっていただいている方に被害者の声を聴いていただく講演を警察庁で主催しておりますが、報道の方も聞いていただけないかと声をかけ始めております。なかなかこれも計画に書けるようなことではないんですけれども、裾野から、直接声を聴いていただくような機会も頑張って増やしているところでもあります。その観点で充実を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、またアイデアがありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○太田議長 野坂構成員、お願いいたします。

○野坂構成員 先ほど学校現場の取組のところではトラウマインフォームドケアを前面に出してはどうかという前田構成員の話もありました。学校現場でのトラウマの理解や支援は残念ながら遅れている領域の一つだと思いますので、そういった形で取り入れていただけたらと思います。その観点で見ると、このようにいろいろな計画が挙げられているものの、本日の議論でも何度か指摘されているとおり、学校現場ではトラウマのある児童生徒や家族への関わりに対して及び腰になってしまったり、実行可能性に向けた具体策が明記されなかったりすることもまた、トラウマの影響があるのかもしれないと思いながら議論を聞いていたところです。

例えば、ここでは学校の先生に対して犯罪や性暴力の被害の影響に配慮した教育や支援などの取組をするようにとたくさん書かれているわけですが、学校の先生もトラウマの影響を間接的に受けておられます。ギョっとラーニングのほうでは支援者支援ということで講義をしましたが、学校の先生が教育をする立場だけではなく、それに加えてこういった問題に関わる大変さがありますので、学校の先生を支援する体制をつくっていくということを文科省を中心に更に検討いただけたらと考えます。意見です。よろしくお願いします。

○太田議長 文部科学省、いかがでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課専門官 御意見ありがとうございます。

○太田議長 私から1点、よろしいでしょうか。学校教育における、そういった生命尊重教育なり人権教育なり、古い言葉だと思うんですが道徳教育なり、実態を必ずしもよく把握しているわけではないんですけども、あとは非行防止教室の中で被害者支援に関して扱うなど、いろんな教育が行われていて、実際に武構成員は生命尊重教育の中で被害者のことをやられていたりしていると思うので、言葉だけの問題なのかもしれませんが、単に生命尊重教育とか人権教育とかだと言葉の持っている広がり結構広いので、被害者支援とは違う方向に行ってしまう可能性があるのではないかと思います。少年院でやっていた生命尊重教育として、ウサギを飼ったり金魚を飼ったりすることもやっていました。そう考えると、犯罪被害者の実態をきちんと理解すること、それから、どのように被害者を支えていけばいいのかという被害者に関する内容というのをきちんと設定しておいて、それを推進していくということがやはり必要ではないか。それを何か生命尊重教育だとか人権教育だとか道徳教育だとかに埋没させてしまうというのは、決してよい方向ではないのではないかなという気がいたします。

これからは、心理学だとか医学だとか教育学だとか福祉学、いろんな専門家が集まって、こういう年齢のこどもたちにこういう被害者支援関係の教育をしたほうがいいのかという、標準的なモデルとして示すというようなこともあってもいいのではないかと思います。そうしないと、いろいろなところで何か全然違うことをやっているということになってしまいうおそれもあるように思います。先ほどから出ているように、教育を「推進する」とか「図る」とか、しかも「推進に努める」なんて、もっと、どこまでやる気があるんだろうという感じがしますので、やっぱりそういうふうに具体的に計画の中で書いて提示することが、もう一歩進む方法なのではないかと思います。例えば被害者の支援に関する教育に関するモデル的なプログラムを策定して、それを学校に配布して参考にしてもらうとか、先ほど校長先生とか副校長の話が出ていましたけど、学校の先生の中にも性犯罪者がいて、これからこども性暴力防止法も始まりますので、そういう人たちは雇用されないことになるんですけど、すでに雇用している先生は配置転換とか研修とか教育しなければいけないので、それをどうするかという問題もあろうかと思います。

こども家庭庁への質問ですけども、もうこども性暴力防止法の施行が来年に迫っているんですが、こういう学校における教職員に対する研修とか教育内容というのは、どの程度煮詰まっているんでしょうか。この間、全国の自治体に説明会があったらしいんですけど、そういうものは全く示されなかったというふうに伺っております。施行はもう来年なので、そういった学校の関係者に対する犯罪被害に関する周知、認知教育といいますか、そういったことがどの程度具体的に検討されているのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） こども性暴力防止法に関する質問かと思いますが、来年の12月25日が施行期限になっておりまして、今日も実は検討会を開催しましたが、施行に当たっての注意点等の中間取りまとめの素案を今まとめているところでご

ざいます。年末までにガイドラインをつくることになっておりまして、教育関係者にも少しずつ、個別にお話ししたりして、説明会を始めていますが、もう少し中身が固まった時点で具体的な内容に関する説明会等をさせていただく予定でございます。ただ、検討会等には教育関係者や保育関係者の団体にも入っていただいておりますので、施行に伴う留意点などはそこでも御意見をいただいて、中身を詰めているというのが今の状況でございます。

○太田議長 その中には学校の教職員に対する研修の在り方とか内容、それから実際に性犯罪前科があった者に対してどう配置転換をするのかとか、その者に対してどう教育や研修を行うのかということについての内容も含まれているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 具体的内容は今まだ検討しているところでございますが、検討会でも御意見をいただいているところでございます。今後実際に施行するに当たってどういうことをやったらいいかというのはこれから詰めていくところでございます。ガイドラインに反映するべく今、団体等からも意見を頂戴しているところでございます。

○太田議長 それをこの基本計画の中に書いていいものかどうかよく分かりませんが、私としては、やっぱり学校の教職員に対する研修という中に、少し具体的に書き込んでもいいのかなというふうには考えております。

○こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） ここでどの程度書けるかというのは、文部科学省とも連携する必要があるかなというふうに思います。

○太田議長 野坂構成員、お願いいたします。

○野坂構成員 今、教育現場でどんなことができるかという具体的な話になっていますけれども、文部科学省とこども家庭庁に関わることですが、やはりこの計画の中に包括的性教育を行うということについて具体的に書いていくのが非常に重要ではないかと思います。今日の話の中でもこどもへの性教育とか安全教育、「生命の安全教育」とかもありますけれども、やはり被害者支援と最もリンクする人権の話、それから性の安全、それから境界線とかオートノミーという自治、自分の体は自分のものであって大事にするんだというような、そういった包括的な教育という点では、従来の日本の文脈に基づく性教育という言葉で表すよりも、包括的性教育をめざすと明記すべきと考えます。包括的性教育は、国際機関が推奨しており、ユネスコがつくっているガイドラインもありますから、こどもの年齢や発達に合わせた安全や教育、そして大人もそういった性の安全の知識を持つ必要性について、はっきり指針に基づいて言っていくことができると思います。日本の歴史的な文脈から考えると、はっきり文科省が包括的性教育を推進すると明言するのはチャレンジングな状況であることは存じ上げていますが、やはりこれはこどもの権利とか、それから被害者にとって住みよい社会をつくっていく上では欠かせない教育理念になりますので、ぜひ積極的に導入することを検討いただきたいという意見です。よろしくお願いします。

○太田議長 文部科学省、よろしいでしょうか。

○文部科学省大臣官房政策課専門官 御意見として承りますが、いみじくも野坂委員御自身がちょっとおっしゃっていただいたように、いろいろと議論があるところというふうにも承知しておりますので、担当と、また警察庁とも相談をさせていただきながら、検討させていただければと思っております。

○太田議長 伊藤先生、お願いします。

○伊藤先生 とても小さなことですが、さっき言うのを忘れてしまって、具体的施策の最後です。11ページのところで、第5次計画では「公表に当たっては」というのを入れてくださってよかったと思っておりますが、この「アクセスのしやすさに配慮する」は少し回りくどいので、「アクセスしやすくする」ということではいけないでしょうか。

○太田議長 御検討いただければと思います。

私も1点、今、野坂構成員がおっしゃられたように、学校における性教育や自治といったことも非常に重要だと思いますし、私は生命尊重教育とか道德教育というより、人の痛みをきちんと知るといふことの教育を学校で推進すべきだなというふうに思っています。例えば今、国民の中にも被害者に対してSNS等で誹謗中傷する人がいるわけです。どうしてそういうことができるんだろうかと、私は非常に不思議に思います。犯罪者を誹謗中傷するのは多少、0.1%ぐらいはやはり正義感というのがあるのかもしれませんが、犯罪被害によって困っている人、苦しんでいる人を更に傷つけるというようなこと、やっぱりこれはそういう人を傷つけることに対して、きちんと問題意識をもたせるようなことを考えてきていないんじゃないかなという気がします。

そういうことも含めて、この中で言うとSNS等々の教育なんかで入ってきますけども、そういうことも具体的に記述した上で、インターネット上のリテラシーですか、ネットリテラシーみたいな教育をきちんと推進するということが、被害者支援の視点でも重要ではないかなと思っております。ぜひこのことも、何となく案文からそういったことが分かるようなものにしていただければなというふうに思います。

和氣構成員、お願いいたします。

○和氣構成員 交通事故の被害者のほうでお願いですけれども、警察庁交通局と一緒に「交通事故サポート事業」という会議に取り組んでいる中で、交通事故被害者の方々から、「交通事故」はやめていただきたいと、「交通犯罪」という呼び方をしていただきたいという意見がたくさん出ております。この辺も御検討いただけたらありがたいです。

○太田議長 警察庁、よろしいでしょうか。これも案文において御検討いただければと思います。

それでは、この重点課題の第5につきましても、今日出た御意見、議論等を踏まえまして、各省庁等において案文を御検討いただければと思います。十分に皆様御意見を出していただいていない部分もあるかもしれませんが、何かお気づきの点がございましたら事務局まで、具体的な通し番号とか場所を指定していただいた上で、こういう内容にしてほ

しいという御意見をお寄せいただければ、できるだけ検討して案文の中に反映できるものは反映する、また検討を要する場合は第2巡目で検討するということにさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の検討は以上で終了ということになります。

次回の会議につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回の会議の計画案文の検討の2回目でございますが、重点課題2、精神的・身体的被害の回復とか防止の取組、それから、重点課題の3は刑事手続への関与拡充への取組に関する案文について議論をお願いいたしたく存じます。7月22日の午前10時からの開催予定でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○太田議長 それでは、本日の議論は以上とさせていただきます。そありがとうございました。